

技能講習登録教習機関一覧表

技能講習名 < ずい道等の掘削等作業主任者技能特例講習 >

受講できる者

受講者は、改正省令の施行の日前に改正前の安衛則の規定により行われたずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者であること。

実施期間

実施期間の期限は令和6年3月までとなっておりますので、実施日程については下記の機関にお問い合わせください。

(2021年10月1日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録教習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
建設業労働災害防止協会	北海道支部	060-0004	札幌市中央区北4条西3丁目 北海道建設会館	011-261-6187